平成２３年（フ）第４１７号
北九州市戸畑区境川２丁目16番13―402号
債務者　安田　　実
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安元　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２３号
山形県東村山郡山辺町大字山辺246番地
債務者　多田　政利
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０２号
兵庫県西宮市川添町14番18―505号
債務者　飯田　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嘉藤　憲暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２０９号
奈良県北葛城郡広陵町大字安部839番地６、前住所奈良県生駒郡三郷町勢野西５丁目２番18号
債務者　荒木　亮平
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
奈良県香芝市今泉792番地の７
債務者　西井　政博
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
奈良県橿原市醍醐町291番地の１
債務者　宗川　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
岐阜県大垣市上石津町下山659番地
債務者　丸澤　正重
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
岐阜県海津市海津町平原272番地２
債務者　池田ふさえ
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８９６号
埼玉県志木市本町５丁目20番32―406号
債務者　小畑　　豪
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６５号
埼玉県新座市北野２丁目５番５号
債務者　新城　裕子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
埼玉県八潮市大字浮塚1087番地１　メイプルヒルズ１号
債務者　布施　良勝
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
埼玉県越谷市西方２丁目２番地４　ホワイトエステート103、旧住所埼玉県越谷市東越谷10丁目42番地10
債務者　吉田冨士夫
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
埼玉県草加市弁天５丁目５番３―102号
債務者　吉田　智理
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
埼玉県三郷市鷹野４丁目34番地１　コスモ三郷ウェルステージ204号
債務者　三浦　アイ
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２６４号
名古屋市中川区高杉町262番地　第１高杉マンション２Ｃ号
債務者　園田　浩之
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６２号
名古屋市港区春田野１丁目709番地　シャトーブラウン202号
債務者　浅野工業こと　浅野　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８７号
愛知県あま市甚目寺五位田152番地１　横敬ハイツ201号
債務者　栗田喜一郎
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部